

「品川区学事制度審議会」の設置について

1 設置目的

小学校における35人学級制度の法制化や本区の就学人口のさらなる増加に伴い、区立学校の受入態勢の確保が課題となっている。こうした状況を受け、「品川区学事制度審議会」を設置し、区立学校において安定的に児童・生徒を受け入れる体制を確保していくため、今後の制度や施策を調査・検討する。

2 所掌事項

区立学校におけるより良い教育環境を確保していくための学事制度（通学区域等）の審議

3 審議期間（予定）

令和5年7月	諮問
令和5年8～11月	現状および課題を受けた具体的方策の検討
令和5年12月	パブリックコメント実施
令和6年1～2月	パブリックコメントを検討・考慮した具体的方策の検討
令和6年3月	答申

※ 答申後、令和6年度当初から通学区域等の具体的な制度設計を進める。

※ 学校、地域、保護者をはじめとする関係者への説明・周知を経て、令和7年度新入学予定者から新制度の適用を開始することを目指す。

4 委員・事務局構成

<委員>

- ・委員長（学識経験者） 1名
- ・副委員長（学識経験者） 1名
- ・委員（区民代表、学校代表）
 - 連合町会長（品川区町会自治会連合会会長ほか1名） 2名
 - 校区教育協働委員（学校地域コーディネーター） 4名
 - 小学校PTA連合会会長 1名
 - 校長会代表（小学校・義務教育学校） 2名

委員計 11名

<事務局>

教育次長、庶務課長、学務課長、指導課長、教育総合支援センター長、特別支援教育担当課長、統括指導主事（指導課・教育総合支援センター）、学務課学事制度担当主査

事務局計 9名